

議案第66号

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、育児休業等の取得者の要件等を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の育児休業等に関する条例（平成4年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）

第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第9条第2号中「二宮町職員の定年等に関する条例（昭和59年二宮町条例第3号）」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第11項の項を削る。

第19条の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の二宮町職員の育児休業等に関する条例第20条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(議案第66号) 二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二宮町職員の定年等に関する条例(昭和59年二宮町条例第3号。以下「<u>定年条例</u>」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年二宮町条例第33号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第28号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二宮町職員の定年等に関する条例(昭和59年二宮町条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>二宮町職員の定年等に関する条例(昭和59年二宮町条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例(昭和32年二宮町条例第28号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第4条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	第4条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年二宮町条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

改正後			改正前		
第10条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、時間外勤務手当等基礎額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする	第4条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
(略)			第10条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、時間外勤務手当等基礎額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第19条 短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第19条 短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員		再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員	
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p>		

改正後	改正前
<p>第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>